

事務事業名	7426 環境空間暫定整備事業													
担当組織	環境経済部 みどり公園課										担当	公園担当		
組織コード	R2	15	06	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	08	04	06	98	95	記入日	令和 2年 6月21日
	R1	15	06	00		R1	01	08	04	06	05	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ												実施計画候補	
基本目標	04	緑と潤いのあるまち										● 対象  ○ 対象外	
分野	01	緑地・緑化											
施策	39	緑地・緑道の整備促進											
事業期間	平成13年度～令和2年度												
根拠法令 通達等	グリーンコミュニティプラン21計画(県)					関連計画 施政方針	戸田市緑の基本計画 戸田市都市マスタープラン 第4次総合振興計画 環境空間整備計画「戸田 華かいどう21」						
事業区分	○ 法定受託事務      ○ 自治事務のうち義務的なもの      ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	鉄道高架両側道路を利用する市民はもとより、環境空間に隣接する住民及び駅利用者、また散策路としての利用者												
事業目的	JR有効活用で合意された環境空間を緑地・緑道として整備することで、緑の創出を図り、まちの顔としての景観形成や、良好な居住環境の形成を図る												
事業内容	環境空間整備計画である「戸田華かいどう21」に基づき、JR有効(暫定)活用で確保された合意書緑地箇所を緑地・緑道として整備を実施する												
実施主体	■市による単独直営      ■委託 (□3セク・財団      ■企業      □市民・NPO)      □協働・協力 ( )												

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		令和元年度 執行額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)	
	事業内容		戸田1(川岸) 整備	戸田1(川岸) 維持管理	JRとの協議 BZ花壇土地鑑 定評価	JRとの協議 BZ花壇土地購 入	環境空間緑地 ・緑道整備箇 所維持管理	
	事業費		57,879	0	432	68,563	0	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	一般財源		57,879	0	432	68,563	0	
	人件費		3,834.88	2,054.4	3,834.88	3,834.88	2,054.4	
	投入 人員	常勤職員	0.56人	0.3人	0.56人	0.56人	0.3人	
非常勤職員		0.04人	0.04人	0.04人	0.04人	0.04人		
事業費+人件費		61,714	2,054	4,267	72,398	2,054		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H30目標 H30実績	R1目標 R1実績	R2目標 R2実績
	活動①	緑地・緑道の施設整備	m <sup>2</sup>	当該年度中に整備された 緑地・緑道面積		0	2,685	0
	活動②					0	2,685	-
	成果①	緑地・緑道整備進捗率	%	当該年度中に整備された 緑地・緑道整備率		0	2.5	0
	成果②					0	2.5	-
目標達成 状況 の分析	A: 活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 令和元年度、川岸地区の環境空間戸田1を整備し、令和2年度の経常経費に戸田1の維持管理費を計上した。							

## 3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 戸田1（川岸）整備のため、平成29年度に地元町会でワークショップを2回実施し、要望や意見を取り入れた形で整備を実施したことから、施策の目標達成に向けて貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1年度	A：経費の精査が十分になされている。
	B	B	A	<判断理由> 整備費用は、埼玉県積算基準をもとに行い、入札により業者選定を実施したことから、経費は適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 平成29年度に実施したワークショップをはじめ、基本設計→実施設計→整備を行い、事業を段階的に進めたことから、事業手法は適正な内容である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1年度	A：受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。
	B	B	A	<判断理由> 地域だけでなく、広く市民の方々が利用できる緑地・緑道を整備したことから、受益・負担は適性の範囲にある。

## 4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	環境空間戸田1の整備に伴い、戸田1の土地所有者であるJR東日本と10年間の土地使用貸借契約を締結した。
見直しの効果	未利用地であった川岸地区の環境空間戸田1を緑地・緑道に整備したことで、都市マスタープランに位置付けられている緑の軸の形成と良好な居住環境の形成が図られた。

## 5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了
	<判断理由> 環境空間戸田1の整備後、環境空間を整備する候補地がないことから、環境空間に整備した緑地・緑道の維持管理が事業の主体となるため。
今後の取組方針	現在、環境空間を整備する候補地がないため、引き続き、JRと協議を行っていく。